

第14号様式（第8条関係）
（その1）

収 支 報 告 書

令和 6 年分

- （ふ り が な）
1 政治団体の名称
（ かとうじゅんじこうえんかい ）

加藤淳司後援会

- 2 主たる事務所の所在地

岐阜県土岐市泉町大富1639番地の9

- 3 代表者の氏名

石黒 信彦

- 4 会計責任者の氏名

土本 浩樹

事務担当者の氏名

土本 浩樹

（電話） 090-8322-1393

（電話）

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政党の支部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 無
☐ 有（この場合は以下を記入）

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

国会議員関係政治団体に関する
特例の適用期間

年 月 日 から
年 月 日 まで



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(全欄要記入)

収	入	総	額			十億			百万			千			円
	(前年からの繰越額)														0
	(本年の収入額)														0
支	出	総	額												0
翌	年	へ	の	繰	越	額									0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

[illegible]

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額										備 考	
			十億			百万			千		円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附											0	一様式(その7-1)の合計金額
[う ち 特 定 寄 附]											0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附											0	一様式(その7-2)の合計金額
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附											0	一様式(その7-3)の合計金額
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)											0	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]											0	一様式(その8)の合計金額
イ 政 党 匿 名 寄 附											0	一様式(その9)の合計金額
合 計 (ア + イ)											0	

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注)「有」に「レ」を記入した場合は、項目別に別表で、様式（その18）にその内訳を記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ・ 領収書等の写し
- ・ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 3月 14日

政治団体の名称 加藤淳司後援会

会計責任者の氏名 土本 浩樹



（備考）

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。